

第2期安城市障害福祉計画を策定しました

第1期安城市障害福祉計画を見直し、今年度から3年間を計画期間とした第2期安城市障害福祉計画を策定しました。詳細は障害福祉課、市政情報コーナー、中央・地区公民館、市公式ウェブサイトで閲覧できます。



策定理念

「リハビリテーション(※1)」と「ノーマライゼーション(※2)」の考えに基づいて、障害者の社会的な「完全参加と平等」、そして「自立」を目指すことを基本理念とします。また、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、尊重し合い、支え合う「共生社会」を目指します。

● 基本理念(テーマ)

わかりやすい みんな しあわせ 安城市、

※1 ↓ 障害のある人の身体的・精神的・社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムなど、まらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、自立と参加を目指す考え方。
※2 ↓ 障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中でも普通の生活が送れるような条件を

整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(正常)な社会であるという考え方。

基本方針

● 地域生活への移行の推進 地域基盤を支えるサービス提供事業者の課題を把握し、新体系への移行など、事業者への支援を通じて、安定したサービス供給を確保します。
● 一般就労の促進 訓練から就労後までの一貫した就労支援体制の確立を目指すとともに、地域における福祉関係機関と労働関係機関とが協力して雇用の促進を図ります。
● 相談支援体制の充実 相談支援事業者(ふれあいサービスセンター)を核とした総合的なネットワーク(安城市自立支援協議会)をつくり、情報の共有、適正なサービス提供、地域資源の活用・改善など、一人ひとりが適切な支援を受けられる体制の整備を目指します。

サービス見込み量

平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づき、障害者が地域で安心して暮らせる社会になるよう、国の障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付・旧法施設支援)と市の地域生

活支援事業により、障害者の自立を支援します。

サービスの見込み量は、過去のサービス利用実績やアンケート調査、新体系サービスへの移行状況などを考慮し、算定しました。詳しくは計画書をご覧ください。

なお、サービスの内容は左表のとおりです。

問▼障害福祉課
(087)222-2555

第2期安城市障害福祉計画策定

サービスの内容

● 介護給付

サービス名	サービス内容
居宅介護(ホームヘルプ)	身体介護…入浴・排せつ・食事の介護など身体の介護を行います。 家事援助…調理・掃除・洗濯など家の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時などに危険を回避するための支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
児童デイサービス	障害児に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護ができない場合に、短期間、施設へ入所します。
療養介護	医療と共に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をしています。
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間に施設で入浴・排せつ・食事の介護や創作的活動、生産活動などの機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
共同生活介護(ケアホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

● 訓練等給付

サービス名	サービス内容
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練を行います。(A型…雇用型、B型…非雇用型)
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行います。

● 旧法施設支援

障害種別	施設種別	区分
身体障害者	更生施設・療護施設・授産施設	
知的障害者	更生施設・授産施設・通勤寮	入所・通所

*旧法施設については、平成23年度末までに新法サービス(介護給付・訓練等給付)に移行する予定です。

● 地域生活支援事業(主なサービス)

サービス名	サービス内容
移動支援	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
日中一時支援	日中における活動の場所を提供し、見守りなどを行います。
地域活動支援センター	機能訓練、創作的活動、入浴サービスなどを行います。
訪問入浴	移動入浴車により自宅に浴槽を搬入し、入浴サービスを提供します。